

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松山市	小野地区(小屋峠・駄馬・北梅本・大尺寺・大野・向井・南梅本・水泥・畑中・下刈屋・上刈屋・今吉・五楽)	令和3年3月18日	令和6年7月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	331.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	186.1ha
i うち20才から49才の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3.5ha
ii うち50才から69才の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	81.0ha
iii うち70才以上の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	99.6ha
③地区内における70才以上かつ後継者がいない農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	35.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	13.18ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>70才以上かつ後継者がいない農地の所有者又は耕作者の耕作面積35.1haは、近いうちに耕作放棄地となることが見込まれる。 アンケート結果では、農地利用の意向を「貸したい・売りたい」と回答された農地面積は38.0haだが、農地の受け手となる担い手が不足している。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>今後、耕作されない農地については、中心経営体である認定農業者等や地区外の入作農業者が耕作のしやすい地区内の優良な農地を優先に守っていく。</p>
<p>水田活用の直接支払交付金の対象作物について、集団的栽培やブロックローテーションの取組を計画的に進めると同時に、中心経営体へ農地を集約する。</p>

中心経営体

属性	農業者(氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲、麦、果樹	4.00 ha	水稲、麦、果樹	4.50 ha	北梅本 外10集落
認農	B	野菜	1.80 ha	野菜	2.50 ha	北梅本 外9集落
認農	C	柑橘、花き、水稲	1.73 ha	柑橘、花き、水稲	1.73 ha	北梅本 外5集落
認農	D	野菜、水稲	0.47 ha	野菜、水稲	0.47 ha	畑中 外5集落
認農	E	野菜、果樹、水稲	0.57 ha	野菜、果樹、水稲	0.77 ha	畑中 外4集落
認農	F	水稲、野菜	2.10 ha	水稲、野菜	2.10 ha	畑中 外4集落
認農	G	果樹、花き、柑橘	0.50 ha	果樹、花き、柑橘	0.50 ha	畑中 外4集落
認農	H	花き、水稲	0.49 ha	花き、水稲	0.49 ha	畑中 外4集落
認農	I	酪農	- ha	酪農	- ha	北梅本 外9集落
		水稲	1.20 ha	水稲	0.50 ha	
認農	J	水稲	0.68 ha	水稲	0.25 ha	水稲
認就	K	水稲、花木、野菜	0.64 ha	水稲、花木、野菜	0.80 ha	北梅本 外3集落
認就	L	水稲、野菜、小麦	2.19 ha	水稲、野菜、小麦	12.3 ha	水稲 外5集落
認就	M	落葉果樹	0.20 ha	落葉果樹	0.20 ha	北梅本 外3集落
認就	N	花き・花木	0.10 ha	果樹、花き・花木	0.90 ha	五楽
認農法	O	水稲、果樹、花木	1.14 ha	水稲、果樹、花木	2.00 ha	水稲
認就	P	野菜、花き・花木	0.35 ha	野菜、花き・花木	1.14 ha	北梅本
認就	Q	果樹、花き・花木	0.71 ha	果樹、花き・花木	0.90 ha	北梅本
計	17人		18.87 ha		32.05 ha	

※中心経営体…認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者

4 農地の集積・集約化の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>【農地の貸付け等の意向】 貸付け等の意向が確認された農地は、546筆、38.0haとなっている。地区内の耕作のしやすい優良農地を将来にわたり守っていくため、農地利用の意向調査を参考に、貸したい意向を示した農地を中心経営体とマッチングし、法令に基づいた貸借に取り組む。また、農業次世代人材投資事業を活用し、新規就農者の確保に取り組む、農地の受け手となる担い手を増やす。</p>
<p>【農地中間管理機構の活用方針】 中心経営体へ農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地元農業委員、農地利用最適化推進委員に相談するほか、担い手の探索を地元農業関係者等と行い、機構を通じた中心経営体への貸付けに取り組む。</p>
<p>【基盤整備への取組方針】 農業の生産性の向上や農地集積・集約化を図るため、畦畔除去による水田の区画拡大や不形成農地の面的な基盤整備について積極的に検討する。</p>
<p>【新規・特産化作物の導入方針】 水田活用の直接支払交付金の対象作物の栽培に取り組む。また、技術・知識に乏しい新規就農者に認定農業者である熟練農業者が栽培技術を継承し、さらなる産地化を図る。</p>
<p>【鳥獣被害防止対策の取組方針】 鳥獣害が出ている区域については、重点的に電気柵やワイヤーメッシュの計画的な共同設置や、防鳥ネット等の設置に取り組む。</p>
<p>【災害対策への取組方針】 豪雨や台風による被害防止のため、農地周辺を流れる水路の点検・清掃やハウス等の施設の点検・補修など日頃から意識し、地域で連携して防災・減災活動に取り組む。</p>